

くらしも仕事も 生き生きと

安心して働き続けられるために



もっとよいケアがしたいから

介護保険制度の改善を

とんでもない「見直し案」
ヤメテ！



- いま厚生労働省は、介護保険制度の見直しを進めており、2005年の通常国会に法案を提出する予定です。しかし、いま検討されている内容は、
 - ①要支援・要介護1の人のサービス利用を制限、
 - ②介護保険施設の部屋代・食費などは利用者負担です。この他にも保険料負担者の拡大、利用料の2～3割への引き上げ、などが議論されています。これでは、まったくの改悪です。

生活援助サービスは多くの高齢者の支えとなっています。生活支援を受けることで状態を悪化させないでいるお年寄りがたくさんいます。



今でも利用料の1割の負担が苦しくて利用を抑えている方がたくさんいます。政府は「ホテルコスト」の名目で特養などの利用料を引き上げ、さらには利用料の3割負担も計画されています。



■利用者—事業者—労働者が力を 合わせて改善を要望しましょう

私たちは、介護労働者の実態と要求を社会的にアピールし、介護保険の見直しを大きな運動にしていきたいと署名運動にもとりくんでいます。いま、介護に関わる人みんなが手をつないで運動していきましょう。

よりよい介護をすすめるために 介護労働者の地位向上と働く条件を改善させましょう

■ 事故や病気が心配

感染症にかかったときや失業したときなど雇用保険や社会保険などの保障は切実な要求です。



■ 社会保険への加入

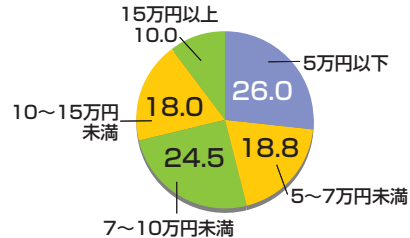


■ 雇用保険への加入



■ ヘルパーの身分保障、社会的地位の向上を

■ 月収グラフ

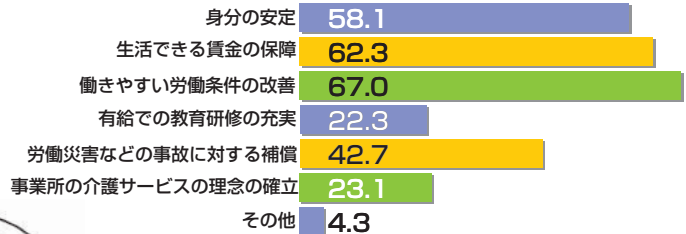


■ 専門性を身につけたい、話しあう場がほしい

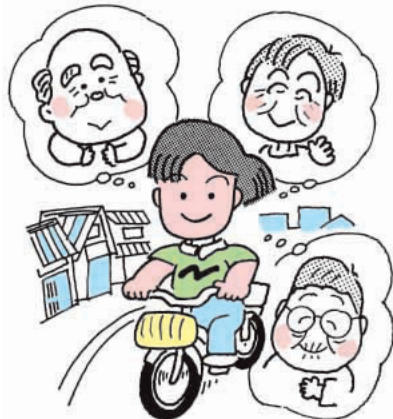
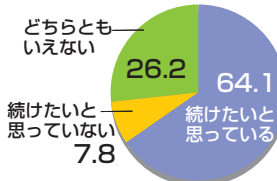
- 実習等の機会を多くしてもらい、スキルアップをしたい。
- お互いに話しあう場が欲しい。
- いろいろな研修は有給で参加したい。

■ やりがいのある仕事にみあった身分の保障・条件を

■ 働き続けるために必要なこと（上位3つ以内）



■ 将来ともヘルパーを続けたいか



(全労連ヘルパーアンケートより)

国も改善を指導しました



「訪問介護労働者法定労働条件の確保について」 厚生労働省通達（2004年8月27日）

登録ヘルパーにも労働基準法が適用されます。

委託、委任あるいは登録型などの呼称が用いられている場合労働者に該当するかどうかは使用者の指揮監督等の実態に即し総合的に判断、訪問介護員等については…労働基準法第9条の労働者に該当するものと考えられる



急なキャンセルには休業補障(60%)があります。

利用申込の撤回を理由として労働者を休業させた場合…使用者は休業手当としてその平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなければならないこと

こういう時間も賃金の支払い対象です。

移動時間

事業場から利用者宅、利用者宅から次の利用者宅への移動時間であって、その時間が通常の移動に要する時間程度である場合には労働時間に該当

報告書作成時間

業務報告書等を作成する時間については、…業務上義務付けられているものであって、事業場や利用者宅等において作成している場合には、労働時間に該当

研修時間

研修時間は、労働時間。また、使用者から出席の強制があると認められる場合などは…具体的な指示がなくとも労働時間に該当。

労災保険は事業者の強制加入です。また、雇用保険や社会保険は一定の条件が認められれば加入することができます。

あなたがとれる年次有給休暇日数

同じ事業所で働けば有給休暇がとれます

今の事業所で働いてきた期間

一週間に働く平均日数

| | 6ヶ月 | 1年 6ヶ月 | 2年 6ヶ月 | 3年 6ヶ月 | 4年 6ヶ月 | 5年 6ヶ月 | 6年 6ヶ月 |
|------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 5日以上 | 10日 | 11日 | 12日 | 14日 | 16日 | 18日 | 20日 |
| 4日 | 7日 | 8日 | 9日 | 10日 | 12日 | 13日 | 15日 |
| 3日 | 5日 | 6日 | 6日 | 8日 | 9日 | 10日 | 11日 |
| 2日 | 3日 | 4日 | 4日 | 5日 | 6日 | 6日 | 7日 |
| 1日 | 1日 | 2日 | 2日 | 2日 | 3日 | 3日 | 3日 |

ひとりぼっちで悩まないで

話しあえる”仲間” があります



組合では集まって話しあいや講習会などを行います。市や県との定期的な話し合いも行われています。

◀ りんごケーキづくりに集まった仲間たち

介護シンポや事業者懇談会を開催し利用者、事業者と共に介護保険の改善について話しあいます。



▲ ヘルパー集会では介護の理論と実践を学びます。



市町村や愛知県との交渉にも参加し、介護制度の改善を求めます。



こんな職場に私たちの仲間がいます

安城社協、豊橋社協、蒲郡社協、吉良町社協、幸田町社協、犬山市社協、武豊町社協など県内、名古屋市各社協。名古屋福祉施設協会、めいきん生協、みかわ市民生協、みなみ医療生協、北医療生協、尾張健友会、ケアハウス千秋、ひまわり福祉会、ゆたか福祉会、大幸福社会など



お問い合わせは

愛知県労働組合総連合

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3F

TEL 052(871)5433 FAX 052(871)5618

Email post@airoren.gr.jp

または下記まで

自治労連 TEL 052(916)2251

医労連 TEL 052(883)6955

生協労連 TEL 052(703)3019

全港湾 TEL 052(652)1421

福祉保育労 TEL 052(881)2971